

公共三部における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
発注工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に発生している状況から、感染予防の重要性に鑑み、下記のとおり取扱いますので、よろしくお願ひします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応について、新たな対応がある場合は随時更新します。

記

1 健康管理について

現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、可能な限り感染予防の対応を徹底するとともに、工事従事者又は業務従事者の健康管理に留意してください。

2 連絡体制について

受発注者間で、所要の連絡体制の構築を図ってください。

工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合には、速やかに受注者から発注者に報告し、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じてください。

3 一時中止措置等について

中止に関する各契約書の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととしています。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認します。

その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行うものとします。この申し出の内容について、工事

従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含みます。

一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応します。

この場合の一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とします。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応します。

この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、感染が確認された日から一定の期間（例：他の従事者に感染していないことが確認できるまでの期間）を設定するなど、適切な対応を行います。

4 完成又は完了の通知後の一時中止

完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、既に提出されている完成又は完了の通知を受注者において取り下げただいた後、工事等の一時中止等を行うこととします。

5 検査、打合せ等の対応

打合せ等の実施にあたっては、可能な限りメール等を活用するなど、受発注者間で協議の上、適切に対応してください。

なお、対面での検査、打合せ等を実施する場合には、必要最小限の人数で実施するとともに、可能な限り広い部屋での実施やマスクを着用する等、感染予防の対策を徹底してください。

また、検査を行った場合には、監督員が検査に出席した受発注者双方の全員の氏名等を記録させていただきます。

6 対象の工事又は業務

通年維持工事及び業務（道路巡視業務、地域メンテナンス業務）など各施設に支障をきたすものは、この限りではありません。

また、一時中止により、県民生活に著しい支障が生じる場合は、受発注者協議の上、適切に対応を行うこととしています。

7 その他

具体的な対応については、発注機関にお問い合わせください。